

## 1 計画改定の趣旨

### (1) 計画改定の背景・目的

本市では、良好な景観形成に関する必要な事項と、景観法に基づいた良好な景観形成のための行為の制限に関する必要な事項を定め、青森らしい魅力ある景観の形成を推進し、もって愛着と誇りのもてる都市づくりに資することを目的に平成18年8月に「青森市景観計画」を策定し、良好な景観の形成を図ってきました。

また、令和3年4月には、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向け、「三内丸山遺跡」及び「小牧野遺跡」、その周辺地区を景観形成重点地区に指定するために必要な改定を行いました。

#### 【主な改定内容】軽微な変更

- ・ 令和3年7月に「三内丸山遺跡」及び「小牧野遺跡」が世界文化遺産に登録されたことに伴う文言の修正
- ・ 令和4年2月に策定した「青森市都市計画マスタープラン」及び令和6年9月に策定した「青森市総合計画 前期基本計画」と整合を図るため、計画の位置付けや計画期間についての見直し

### (2) 計画の位置付け



### (3) 計画期間

- ・ 令和6年度から令和10年度まで ※「青森市総合計画 前期基本計画」との整合を図るもの。

## 2 青森市景観計画の主な記載内容（変更なし）

- ① 景観計画区域
- ② 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針
  - ②-1 基本理念及び基本目標
  - ②-2 基本方針
  - ②-3 景観形成重点地区
- ③ 良好な景観形成のための行為の制限に関する事項
  - ③-1 届出対象行為（行為の種類に風力発電施設を追加）
  - ③-2 景観形成基準（風力発電施設に関する基準の追加）
- ④ 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項
- ⑤ 景観重要建造物の指定に関する事項
- ⑥ 景観重要樹木の指定に関する事項
- ⑦ 景観重要公共施設の整備に関する事項

青森市景観計画  
(案)

令和7年3月

青森市

## 青森市景観計画 目次

1. 計画改定の趣旨	
1-1 計画改定の背景・目的	1
1-2 計画の位置付け	1
1-3 SDGs への取組について	2
1-4 計画期間	3
2. 現状と課題	3
3. 景観計画区域	4
4. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針	
4-1 基本理念	4
4-2 基本目標	4
4-3 基本方針	5
4-4 景観形成重点地区	6
5. 良好な景観形成のための行為制限に関する事項	
5-1 届出対象行為	13
5-2 景観形成基準	14
6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項	20
7. 景観重要建造物の指定に関する事項	21
8. 景観重要樹木の指定に関する事項	21
9. 景観重要公共施設の整備に関する事項	21
10. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項	21
11. 案内・誘導サイン等の整備に関する事項	22
12. 景観形成推進体制	
12-1 市民と事業者の役割	23
12-2 市の役割	23
13. 目標とする指標	25

# 1. 計画改定の趣旨

## 1-1 計画改定の背景・目的

本市の景観づくりについては、本市が抱えている自然・歴史・都市基盤をもとに、青森らしい個性的な景観を守り創っていくために、市民・事業者・行政がともに力を合わせ、根気強い長期的な取組が必要となっていることを踏まえ、市独自の取組として、平成 11 年 3 月に青森市景観形成ガイドプラン、平成 12 年 3 月に青森市景観形成ガイドラインを策定し、良好な景観形成に取り組んできたところです。

その後、平成 16 年 6 月に、我が国で初めての景観についての総合的な法律である景観法が施行され、良好な景観の形成を国政の重要課題として位置付けるとともに、これまでの地方公共団体の取組を踏まえ、条例では限界のあった強制力を伴う法的規制の枠組が用意されました。

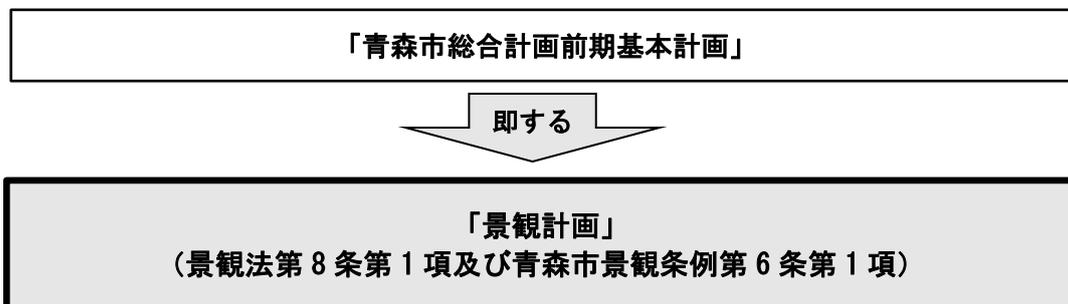
これを受け、本市では、平成 17 年 4 月に青森市景観条例を制定し、同年 11 月には市内の景観行政を一元的に担う「景観行政団体」になりました。さらに、平成 18 年 8 月には、本市における良好な景観形成に関する必要な事項と、景観法に基づいた良好な景観形成のための行為の制限に関する必要な事項を定め、青森らしい魅力ある景観の形成を推進し、もって愛着と誇りのもてる都市づくりに資することを目的に「青森市景観計画」を策定し、良好な景観の形成を図ってきました。

また、令和 3 年 4 月には、「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録に向け、「三内丸山遺跡」及び「小牧野遺跡」、その周辺地区を景観形成重点地区に指定するために必要な改定を行いました。

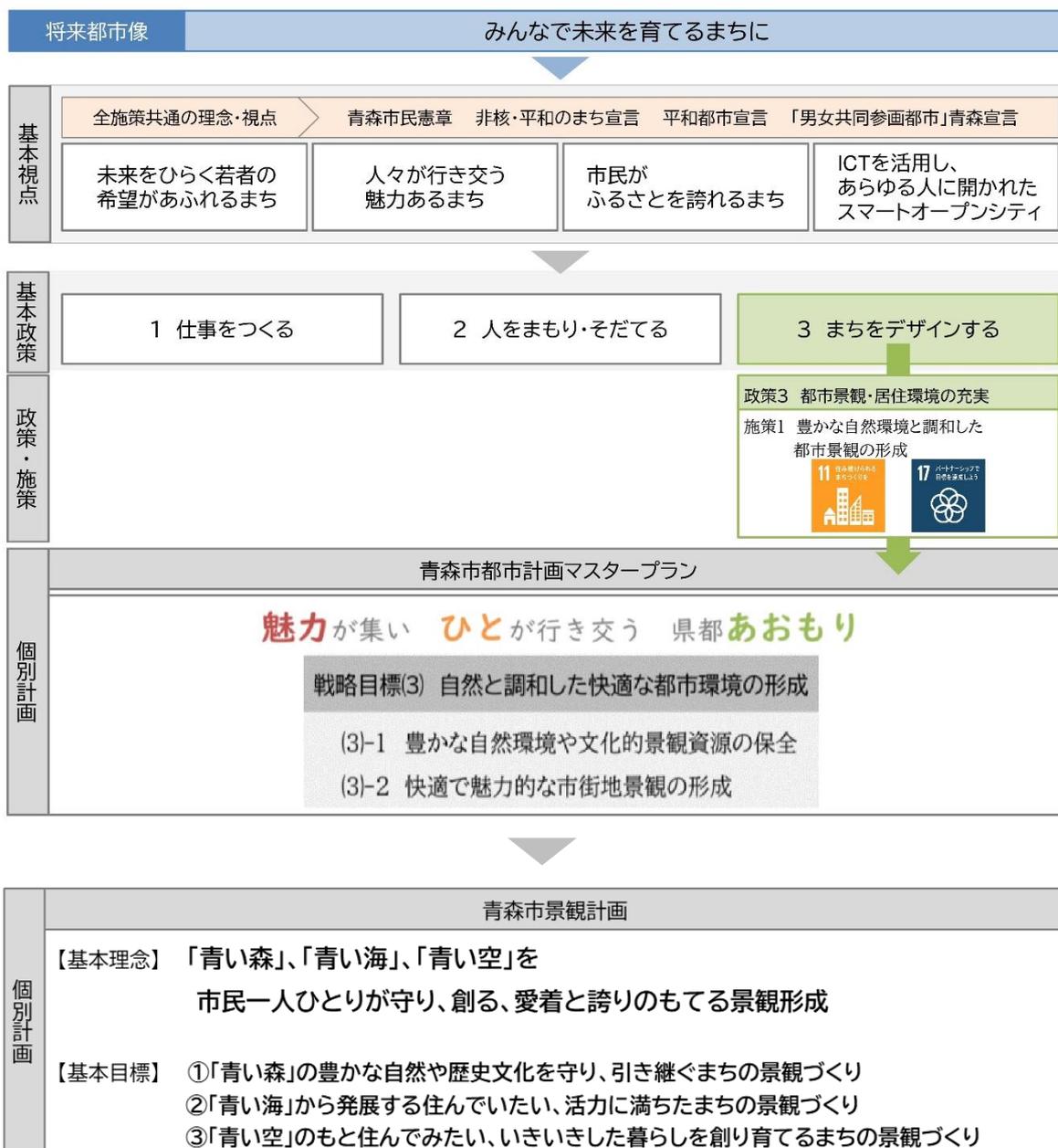
今回の改定は、令和 4 年 2 月に策定した「青森市都市計画マスタープラン」及び令和 6 年 9 月に策定した「青森市総合計画前期基本計画」と整合を図るため、計画の位置付けや計画期間の見直しを目的として、軽微な変更を行うものです。

## 1-2 計画の位置付け

本計画は、「青森市総合計画前期基本計画」に掲げる基本政策 3「まちをデザインする」、政策 3「都市景観・居住環境の充実」、施策 1「豊かな自然環境と調和した都市景観の形成」に関する取組をまとめた個別計画です。



## 青森市総合計画前期基本計画との関連図



### 1-3 SDGs への取組について

SDGs とは、2015 年（平成27 年）の国連サミットにおいて、2030 年（令和12 年）まで持続可能でよりよい世界を目指す国際指標として採択されたものであり、貧困や飢餓、さらには気候変動や平和などの広範な分野にわたって17 の開発目標が設定されています。

青森市総合計画基本構想では、「SDGs の17 のゴールが各政策・施策とも関わりが深いものとなっていることから、SDGs の理念を踏まえながら各種施策を展開します。」とされています。

これを受け、本計画の実施に当たっては、SDGs の理念を踏まえながら取組を進めていくこととします。

## SDGs ロゴ



### 1-4 計画期間

計画期間は、「青森市総合計画前期基本計画」との整合を図るため、令和6年度（2024年度）から令和10年度（2028年度）までとします。

ただし、社会情勢の変化や関連計画との整合などを踏まえて、必要に応じて計画の見直しを検討するものとします。

## 2. 現状と課題

都市景観については、地域の歴史、培われてきた自然や風土、生活、文化、雪国としての生活様式等のかけがえのない市民共有の財産を守り、また、有効に活用するなど、快適で個性的な都市環境を次世代に引き継いでいくことが重要となっています。

このため、人と自然が共生する都市環境の創出の場として、公園や緑地の充実を図るとともに、緑と花にあふれた潤いのある美しいまちなみの形成に向け、市民・事業者・行政との連携による緑化活動を推進することが重要となっています。

### 【現状】

上位計画等の策定	・青森市総合計画前期基本計画 など
社会環境の変化	・来青する観光客等の増加 ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録を踏まえた取組 ・現行計画のフォローアップを踏まえた検証 など

### 【現状における課題】

- ・今後増加する観光客等を踏まえ、良好な景観形成や資産等へのわかりやすい案内・誘導が必要となっています。
- ・良好な景観形成に向けた市民・事業者の理解・協力、機運の醸成が求められています。
- ・「北海道・北東北の縄文遺跡群」の世界文化遺産登録等を踏まえ、歴史的・文化的資源である遺跡の保全が求められています。

### 3. 景観計画区域

景観計画区域は、青森市全域とします。

本市においては、良好な景観形成を推進するために、景観計画に定める景観計画区域は、本市全域とします。



### 4. 景観計画区域における良好な景観の形成に関する方針

#### 4-1 基本理念

「青い森」、「青い海」、「青い空」を  
市民一人ひとりが守り、創る、愛着と誇りのもてる景観形成

#### 4-2 基本目標

① 「青い森」の豊かな自然や歴史文化を守り、引き継ぐまちの景観づくり

② 「青い海」から発展する住んでいたい、活力に満ちたまちの景観づくり

③ 「青い空」のもと住んでみたい、いきいきした暮らしを創り育てるまちの景観づくり

### 4-3 基本方針

本市の景観類型区分（自然的景観、歴史・文化的景観、市街地景観）ごとに、景観課題、景観特性に応じた景観形成方針を示します。

#### 自然的景観

方針⇒地形・自然資源を大切にした〈自然的景観〉の保全に努めます。

- ・ 各地域の特性に沿った海岸線や河川の保全と周辺環境の向上を図り、親水性に富んだ水辺空間の保全・形成に努めます。  
(海岸線・半島・河川景観)
- ・ 「ふるさと」の雰囲気を感じられる田園・農業地域は、開発の抑制、野立て看板等の規制をし、その保全に努めます。(田園・農業地域景観)
- ・ 地域の背景となる山並みの環境保全及び自然との調和を図り、保全に努めます。(山並み景観)
- ・ 「青い森」の四季折々の優れた自然を見渡すことができる眺望を大切にし、遠景眺望の背景となる山並みや海・半島への景観を阻害しないよう建築物や工作物の高さ、位置、色彩等の誘導に努めます。  
(眺望景観)

#### 歴史・文化的景観

方針⇒先人の遺産を大切にした〈歴史・文化的景観〉の保全・形成に努めます。

- ・ 歴史的建造物や文化資源等を保全・活用し、周辺地域と一体的な景観形成に努めます。(歴史・文化施設景観)
- ・ 本市に豊富に存する遺跡の保全・復元や、遺跡と調和する周辺景観の形成に努めます。(遺跡景観)
- ・ 周囲の美しい自然景観を保全しながら、風情ある温泉地らしさを醸し出す景観形成に努めます。(温泉地景観)

## 市街地景観

方針⇒ゆとりと潤いのある快適で魅力的な〈市街地景観〉の創出に努めます。

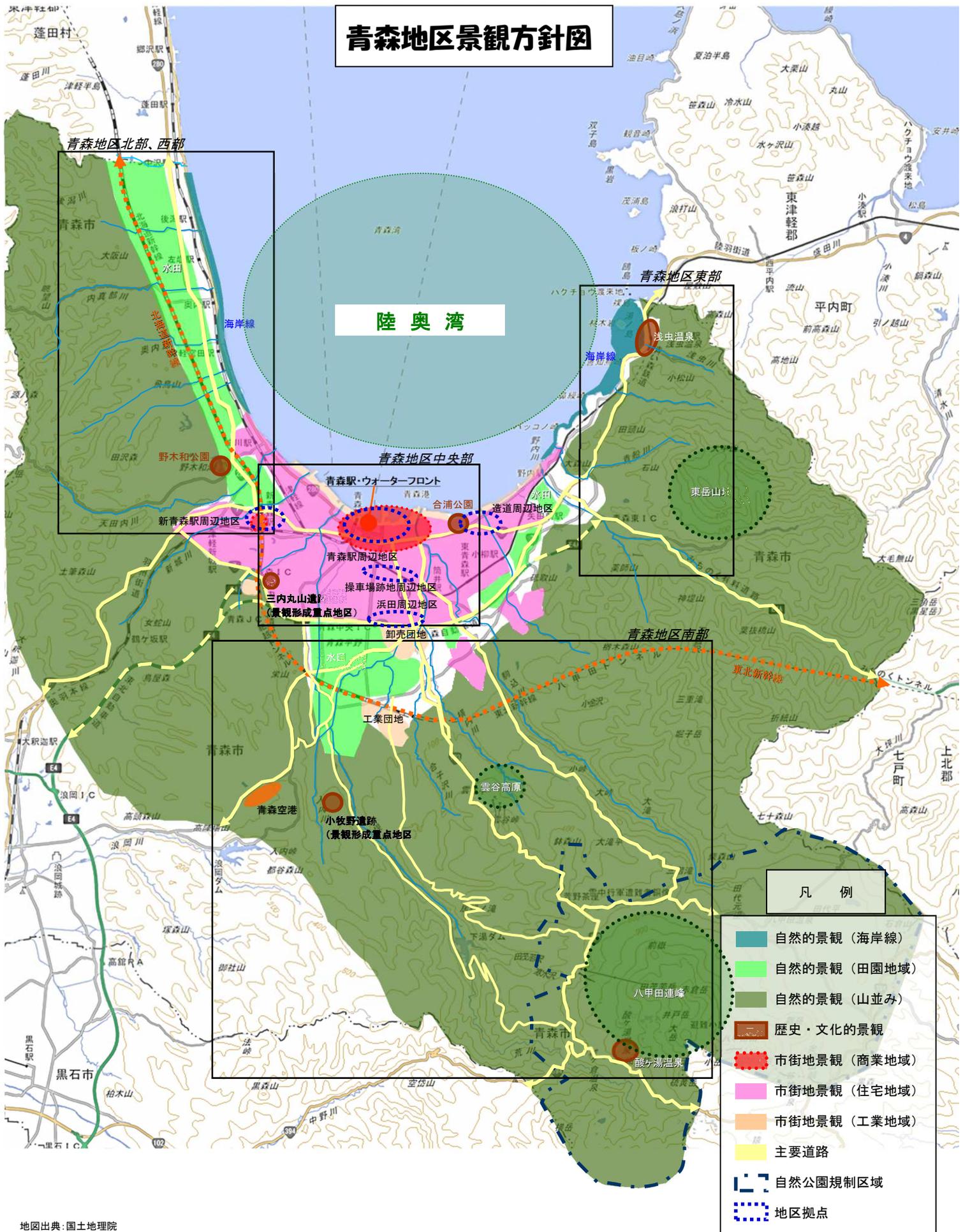
- ・ 商業地は、違法駐車や乱雑な広告類などの改善に努め、誰もが安全で快適な歩行・道路空間の確保に努めるとともに、特に「青森駅周辺地区」をはじめとする地区拠点などでは、回遊性の高い一体的な景観づくりなど、居心地が良く歩きたくなるまちなかづくりに向けて、各地域の特性に応じた魅力ある景観の創出に努めます。また、緑・交流・集い・賑わいのある商業空間として、歩行者や来街者にもわかりやすいサイン、統一性のあるデザインの演出など、機能性に配慮した街並みの景観形成に努めます。（商業地域景観）
- ・ 「青い海」が感じられる青森港ウォーターフロント地区では、市内外の人が集う交流・観光スポットとして、それぞれ特徴ある施設（ベイブリッジ、アスパム、八甲田丸、青い海公園、ワ・ラッセ等）を活かした一体的な景観を創出するとともに、新中央埠頭や海上からの眺望に配慮した景観の創出に努めます。（青森港ウォーターフロント景観）
- ・ 工業地域においては、臨港部では海・川の環境保全に努めるとともに周辺の住宅環境との調和に配慮し、郊外部では企業敷地内での緑化に努めるなど周囲の自然環境に配慮した景観の形成に努めます。（工業地域景観）
- ・ 「青い空」のもと、身近な公園や緑地での植栽活動や敷地内緑化による緑花空間を形成し、市民等との連携により、街並みと調和のとれた「潤い・ゆとり」のある快適で心豊かな景観の形成に努めます。（住宅地域景観）

### 4-4 景観形成重点地区

景観計画区域において、重点的に景観形成を図る地区として、重点地区を定めます。

特に、北海道・北東北の縄文遺跡群として、遺跡の保全の取組が行われている「特別史跡 三内丸山遺跡」及び「史跡 小牧野遺跡」の周辺地区を「景観形成重点地区」として、良好な景観形成に努めます。

# 青森地区景観方針図



陸奥湾

## 凡例

- 自然の景観（海岸線）
- 自然の景観（田園地域）
- 自然の景観（山並み）
- 歴史・文化的景観
- 市街地景観（商業地域）
- 市街地景観（住宅地域）
- 市街地景観（工業地域）
- 主要道路
- 自然公園規制区域
- 地区拠点



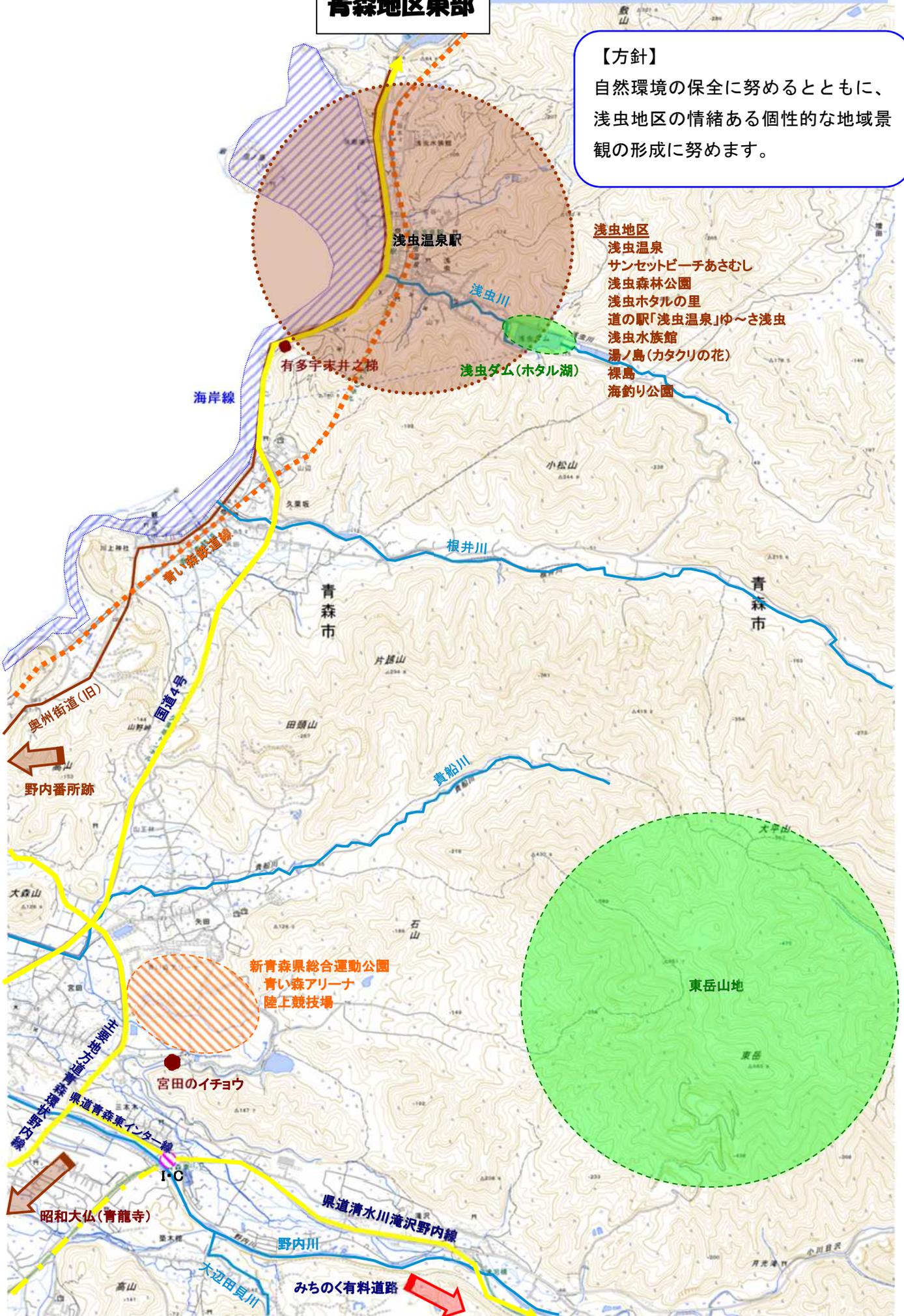
# 青森地区東部

## 【方針】

自然環境の保全に努めるとともに、  
浅虫地区の情緒ある個性的な地域景  
観の形成に努めます。

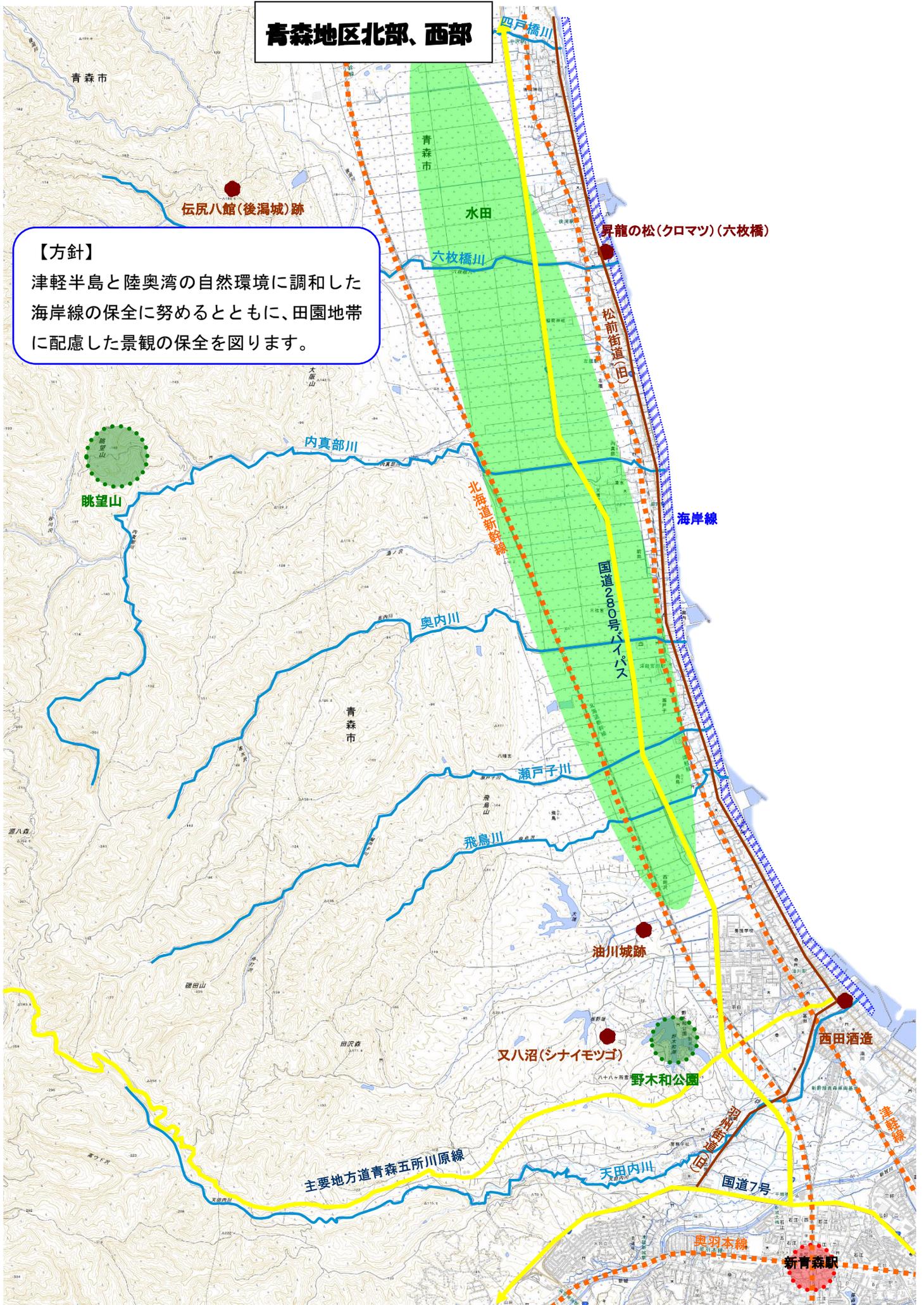
### 浅虫地区

- 浅虫温泉
- サンセットビーチあさむし
- 浅虫森林公園
- 浅虫ホテルの里
- 道の駅「浅虫温泉」ゆ～さ浅虫
- 浅虫水族館
- 湯ノ島(カタクリの花)
- 裸島
- 海釣り公園



# 青森地区北部、西部

**【方針】**  
津軽半島と陸奥湾の自然環境に調和した  
海岸線の保全に努めるとともに、田園地帯  
に配慮した景観の保全を図ります。

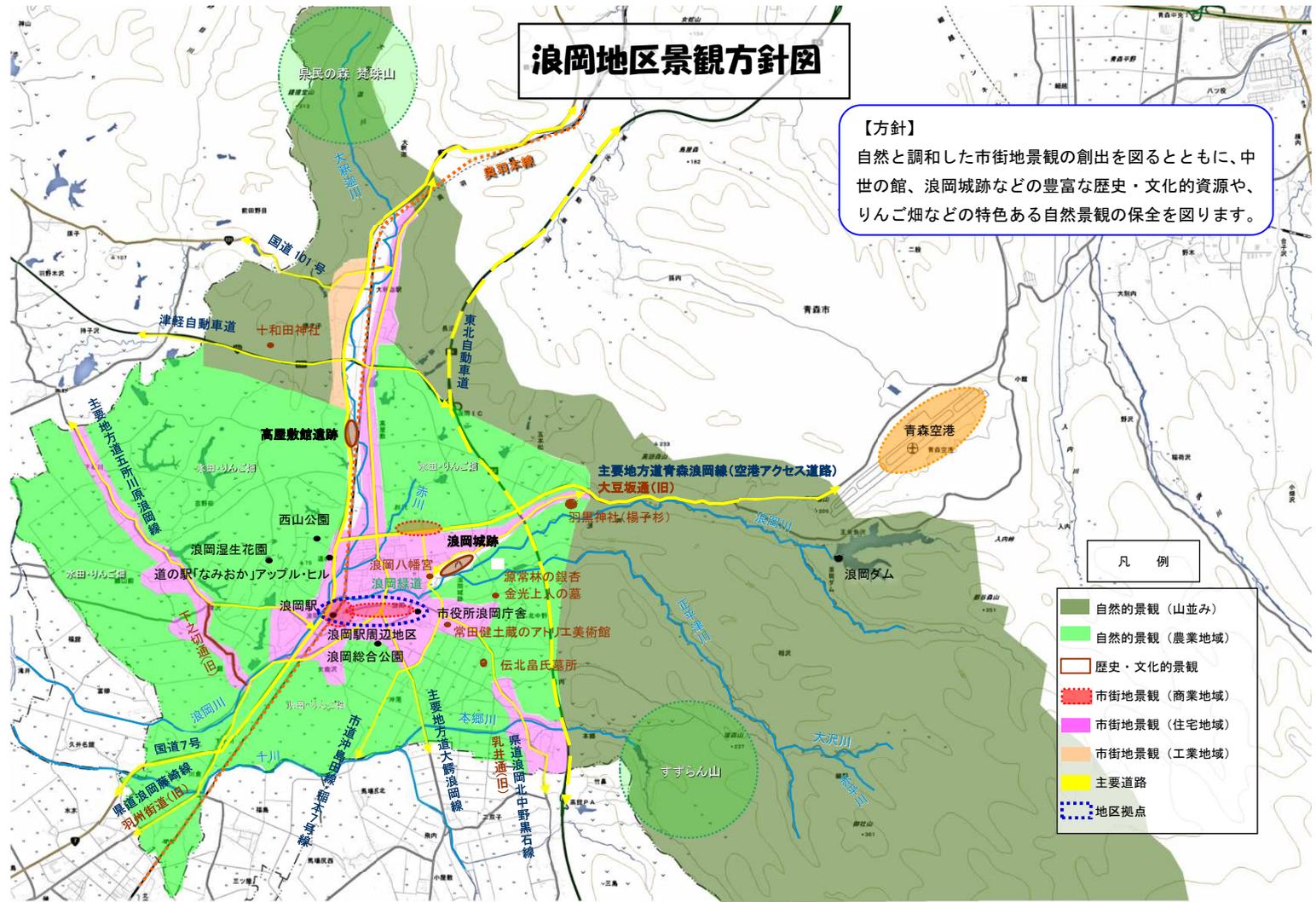


地図出典: 国土地理院(地理院地図を加工して作成)

# 浪岡地区景観方針図

## 【方針】

自然と調和した市街地景観の創出を図るとともに、中世の館、浪岡城跡などの豊富な歴史・文化的資源や、りんご畑などの特色ある自然景観の保全を図ります。

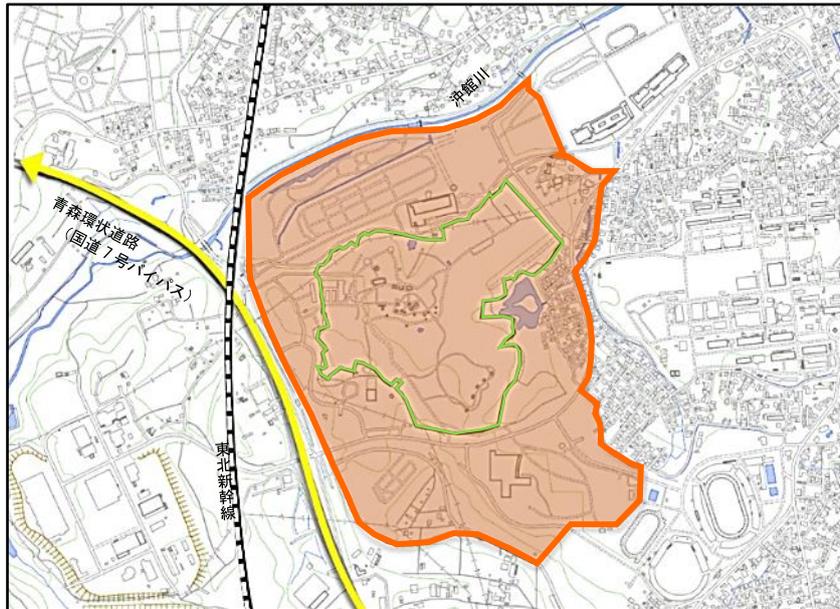


地図出典：国土地理院

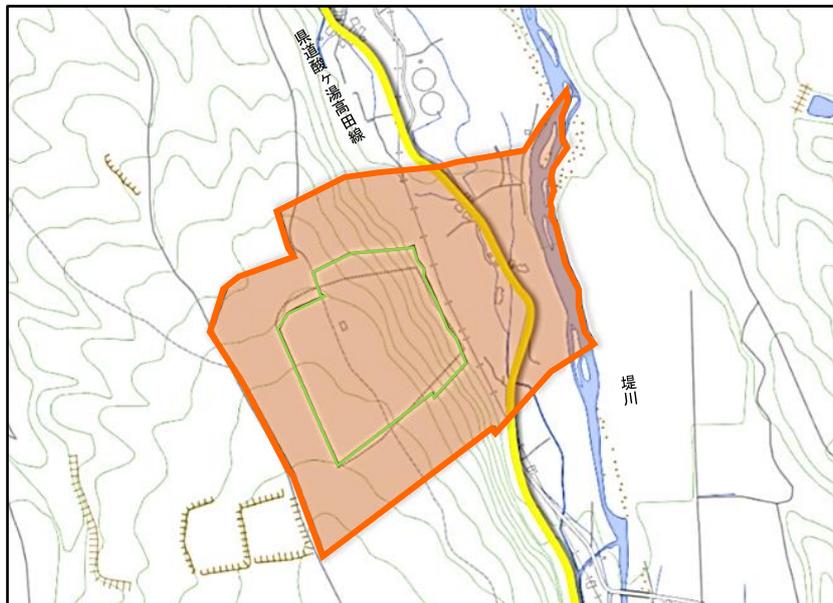
## 景観形成重点地区

景観形成重点地区は、世界文化遺産に登録された「特別史跡 三内丸山遺跡」及び「史跡 小牧野遺跡」の資産範囲並びにそれら周辺の緩衝地帯範囲とします。

### 特別史跡 三内丸山遺跡周辺



### 史跡 小牧野遺跡周辺



#### 凡 例

- 資産範囲
- 景観形成重点地区

## 5. 良好な景観形成のための行為制限に関する事項

### 5-1 届出対象行為

景観計画区域内で行われる次に掲げる行為のうち、一定規模を超える（大規模）行為を届出対象とします。

#### 【届出が必要な対象行為の規模】

行為の種類	行為の規模		
	市全域 (景観形成重点地区を除く)	景観形成重点地区	
1 建築物の新築、増築、改築若しくは移転	高さ13m又は建築面積1,000㎡を超えるもの	建築面積10㎡を超えるもの	
2 工作物の新設、増築、改築若しくは移転	①さく、塀、擁壁その他これらに類する工作物	高さ5mを超えるもの又は延長50mを超えるもの	高さ1.5mを超えるもの
	②鉄筋コンクリート造の柱、鉄柱、木柱、その他これらに類する工作物（④の支持物を除く。）	高さ13mを超えるもの	高さ5mを超えるもの
	③煙突、排気塔その他これらに類する工作物		
	④電気供給のための電線路又は有線電気通信のための線路（これらの支持物を含む。）	高さ20mを超えるもの	高さ10mを超えるもの
	⑤物見塔、電波塔その他これらに類する工作物	高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）13mを超えるもの	高さ（当該工作物が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該工作物の上端までの高さ）5mを超えるもの
	⑥広告板、広告塔その他これらに類する工作物	高さ（当該物件が建築物と一体となって設置される場合は、地盤面から当該物件の上端までの高さ）5m又は表示面積の合計が15㎡を超えるもの	
	⑦彫像、記念碑その他これらに類する工作物		
	⑧観覧車、コースター、ウォーターシュートその他これらに類する遊戯施設		
	⑨自動車車庫の用に供する立体的施設		
	⑩アスファルトプラント、コンクリートプラントその他これらに類する製造施設	高さ13m又は築造面積1,000㎡を超えるもの	高さ5m又は築造面積10㎡を超えるもの
⑪石油、ガス、穀物、飼料その他これらに類するものの貯蔵又は処理の用に供する施設			
⑫汚物処理施設、ごみ焼却施設その他これらに類する処理施設			
⑬太陽光発電設備の設置		土地に自立し、かつ事業の敷地面積300㎡を超えるもの	
3 建築物又は工作物の、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替え又は色彩の変更	上記の規模を超える建築物又は工作物の外観面積の2分の1を超えるもの		
4 開発行為その他土地の形質の変更	土地面積3,000㎡又は法面の高さ5mを超えるもの	土地面積300㎡又は法面の高さ1.5mを超えるもの	
5 土石の採取又は鉱物の掘採			

6 屋外における土石、廃棄物、再生資源 その他の物件の堆積	築造面積 1,000 m <sup>2</sup> 又は高さ 5m を超えるもの	築造面積 50 m <sup>2</sup> 又は高さ 1.5mを を超えるもの
7 木竹の伐採	伐採面積 10,000 m <sup>2</sup> を超えるもの	伐採面積 50 m <sup>2</sup> 又は高さ 5mを を超えるもの

## 5-2 景観形成基準

共 通 基 準		<ol style="list-style-type: none"> <li>1 届出を要する行為に当たっては、地形・自然資源等の地域特性や生態系への影響にも十分配慮し、周辺の優れた景観と調和した魅力ある景観形成を行うこと。</li> <li>2 届出を要する行為に当たっては、魅力的な「まち」を演出する点景として、形態意匠、色彩、素材等の工夫により周辺景観と調和するように努めるとともに統一性に配慮すること。また、施設をライトアップする場合には、周辺への影響に配慮しつつ、夜間における良好な景観を創出するよう配慮すること。</li> <li>3 届出を要する行為の行為地の選定に当たっては、自然や歴史的・文化遺産等の地域の優れた景観資源を保全活用するとともに、地域のシンボルとなる山稜（八甲田山・岩木山・東岳）を眺望できる主要な視点場からの眺望景観に十分配慮すること。</li> <li>4 届出を要する行為において人の利用に供されるものに当たっては、ユニバーサル・デザインにおける景観形成に配慮すること。</li> <li>5 届出を要する行為の行為地について、景観形成に関する協定が認定されている場合は、その内容に適合するよう配慮すること。</li> <li>6 工作物等設置などの行為後は、物件の適切な維持管理をすることとし、良好な景観形成に支障をきたす場合は、速やかに撤去すること。</li> </ol>
建築物の建築等又は工作物の建設等 （工作物⑥の「広告板、広告塔その他これらに類する工作物」の基準については、20頁）	位置、規模及び形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要な視点場から眺望できる、地域のシンボルとなる山稜の稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態に配慮すること。</li> <li>2 景観形成重点地区の資産範囲内の主要な視点場から、その眺望を妨げない位置、規模、高さ及び形態意匠とし、周辺の景観から突出した印象を与えないよう配慮すること。</li> <li>3 優れた自然景観（海岸線・半島・河川景観、田園・農業地域景観、山並み景観）や人工景観（歴史・文化施設景観、道路景観等）を有する地域では、これと保全又は調和が図られるよう、規模、形態意匠に配慮すること。</li> <li>4 道路等の公共空間に接する部分については、通行者等に対する圧迫感を緩和するような位置、規模、形態意匠とするとともに、前面に公開空地を設けるなど、敷地内にゆとりある空間を創出するよう配慮すること。特に自然景観エリア内の主要道路沿線においては、車道からの壁面線の後退距離を20m以上とすること。</li> <li>5 市街地にあっては、周辺の優れた建築物等との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置、形態意匠とするよう配慮すること。</li> <li>6 一つの敷地に複数の建築物や工作物、屋外駐車場等を設ける場合には、施設間の調和を図った位置、規模、形態意匠となるよう配慮するとともに、群（まとまり）として周辺の優れた景観と調和するよう配慮をすること。</li> <li>7 自然景観エリア内の主要道路沿線は、周辺の優れた景観と調和又は保全が図られるよう必要最低限の規模、高さ、位置、形態意匠とするよう配慮すること。特に、建築物の最高部の高さは13m以下とすること。</li> <li>8 景観形成重点地区は、建築物等の最高部の高さは13m以下とし、やむを得ない事情により基準値を超える場合は資産内の主要な視点場から、その眺望を妨げないよう配慮すること。</li> </ol>

建築物の建築等又は工作物の建設等（工作物⑥の「広告板、広告塔その他これらに類する工作物」の基準については、20頁）	色 彩	<p>1 四季を通じて周辺の街並みや自然景観と調和する色彩を用いることとし、極力「青森県景観色彩ガイドプラン」（H12）の青森地域及び津軽地域の推奨色を用いるよう配慮すること。（※1）</p> <p>① 自然環境との調和を図るケースでは、山間のエリアカラーとして見られる彩度の低いブラウン系や落ち着いたグリーン系を基調にし、森の美しさや海岸線との調和を保つ色彩を優先させること。</p> <p>② 自然が豊富な環境で街並みや人工物どうしとの調和を図るケースでは、エリアカラーとして見られるブラウン系や落ち着いたベージュ系を重視し、地域の植生や水田風景、街並みのベージュ系やアイボリー系と調和する色彩に配慮すること。</p> <p>③ 市街地で街並みや人工物どうしとの調和を図るケースでは、エリアカラーとして見られるグリーン系やブルー系の比率を高め、市街地の基調色を成す明るいトーンを重視することに配慮すること。</p> <p>2 色彩が大面積を占める場合やアクセントとなるものについては、色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</p> <p>3 素材を生かし、景観に潤いを創出する色彩構成に配慮すること。</p>
	素 材	<p>1 周辺の優れた景観と調和する素材を用いるとともにそのテクスチャー（材質感）を活かすよう配慮すること。特に自然景観エリア内の外壁は、可能な限り自然素材又は自然素材を模した仕上げにより化粧張りをすること。</p> <p>2 耐久性に優れ維持管理が容易な素材や年数とともに景観の中に溶け込むような素材を用いるよう配慮すること。</p>
	敷 地	<p>1 敷地内は、安全性を確保したうえで周辺の優れた景観との調和に配慮し、可能な限り市推薦樹種（※2）を用いて緑化するよう配慮すること。特に自然景観エリア内における工作物については基底部の施設（防護柵等）周辺の緑化に努めること。</p> <p>2 敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。</p>
太陽光発電設備の設置	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮すること。
	その他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を市推薦樹種を用いた緑化や塀の設置等により遮蔽し、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。
開発行為その他土地の形質の変更	方 法	現況の地形を可能な限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないよう配慮すること。やむを得ない場合、法面は市推薦樹種等を用いて緑化し、擁壁は周辺景観と調和した形態及び素材とするよう配慮すること。
	その他	敷地内に樹姿又は樹勢が優れた樹木がある場合は、保存又は移植するよう配慮すること。
屋外における土石、廃棄物、再生資源その他の物件の堆積	位置及び規模	道路等の公共空間から見えにくい位置及び規模となるよう配慮すること。
	方 法	高さを可能な限り抑えるとともに、整然とした物件の堆積を行うよう配慮すること。
	その他	道路等の公共空間から可能な限り見えないよう、敷地の周囲を市推薦樹種を用いた緑化や塀の設置等により遮蔽し、周辺の優れた景観との調和に配慮した効果的なマスキングを行うこと。
土石の採取又は鉱物の掘採	方 法	採取又は掘採は整然と行い、必要に応じて市推薦樹種を用いた緑化等により周辺の優れた景観との調和に配慮すること。
	その他	行為後、跡地は速やかに、市推薦樹種を用いて周辺の植生と調和した緑化等を行うよう配慮すること。
木竹の伐採	方 法	大規模な皆伐を避け、適度に樹木等を残すように努め、周辺の優れた景観を保全するよう配慮すること。
	その他	行為後、跡地は速やかに、周辺の植生と調和した緑化等を行うよう配慮すること。

※1 建築物又は工作物の新築、増築、改築、移転若しくは外観の変更に係る色彩について

◆青森県全体の推奨色範囲の考え方（「青森県景観色彩ガイドプラン」より）

・・・使用する色を限定、又は特定するものではありません。

基調色・・・外観の中心となる大面積に用いる色

色相・・・Y R系、Y系の範囲を中心に推奨。P系、R P系は景観を阻害するおそれがあり、注意（特に彩度4以上）が必要

明度・・・壁面については明度4～8.5の範囲、屋根については明度2～5までの範囲

彩度・・・5以下

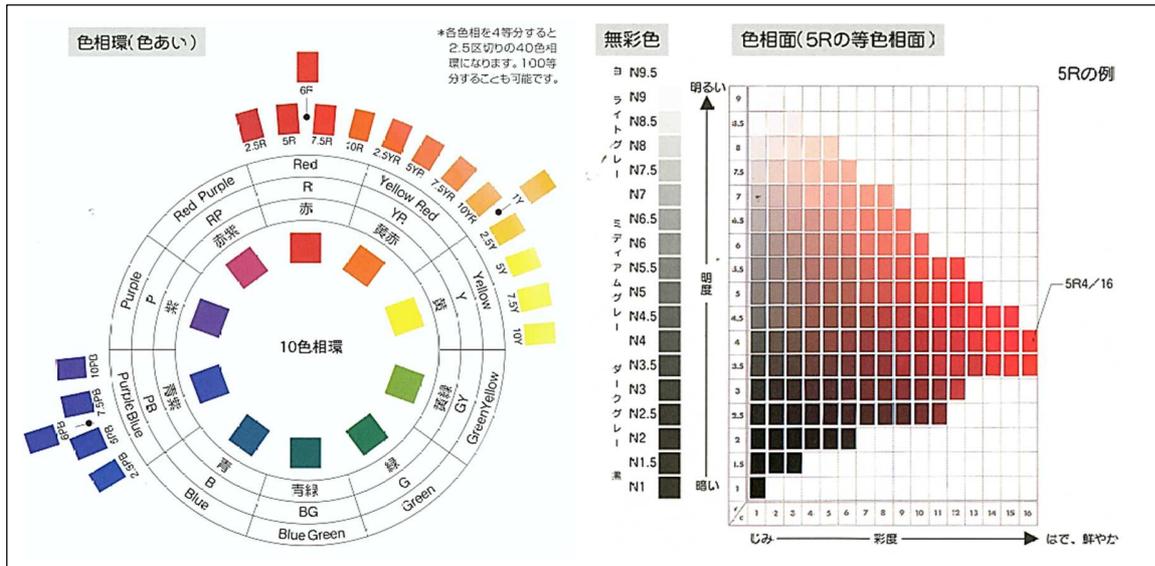
準基調色・・・基調色よりも小さい面積に使用する色

基調色に用いた色に近い色相を使用し、トーン差（明度と彩度による色の差）をもたせた色の使用を推奨

アクセント色・・・計画物の小面積に使う彩度の強い色

彩度については10以内

○しっくいやレンガ、石材やコンクリート、木質などの素材色は対象から除きます



◆さらに、青森市において、景観特性に応じた地域別の推奨色の範囲を別図（17～19項）のとおり設定します。

※2 市推薦樹種について

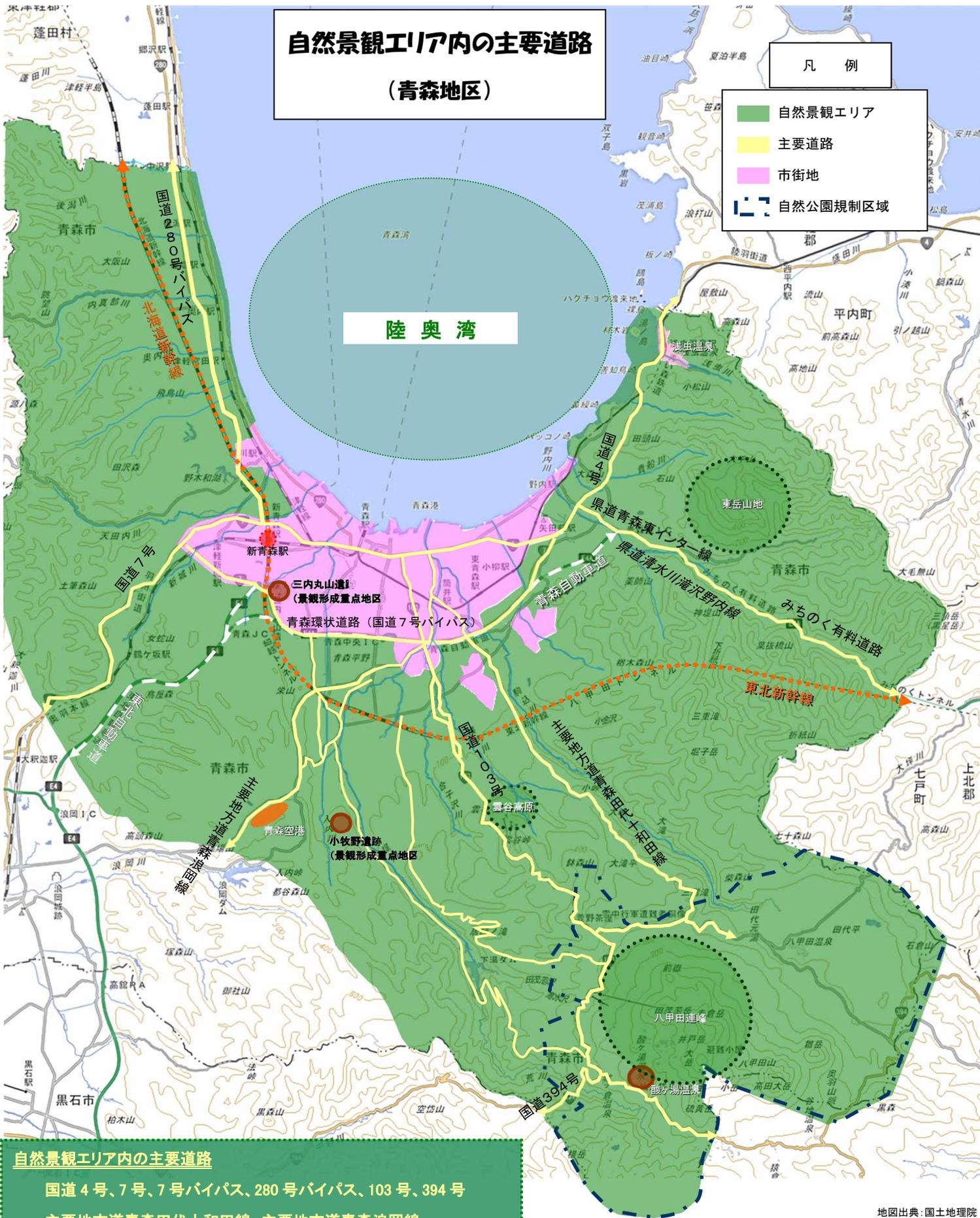
高木	アオダモ、アカマツ（クロマツ）、アメリカハナミズキ、イタヤカエデ、イチイ、イヌエンジュ、イロハカエデ、ウメ、エゴノキ、エンジュ、シナノキ、オオヤマザクラ、カツラ、ケヤキ、コウヤマキ、コシアブラ、コナラ、コブシ、サトザクラ類、サルスベリ、サワグルミ、サワラ、サンシュユ、シラカンバ、シロヤナギ、スギ、ソメイヨシノザクラ、ダケカンバ、ドイツトウヒ、トチノキ、ナナカマド、ニオイヒバ、ニセアカシア、ハウチワカエデ、ハルニレ、ヒノキアスナロ、ブナ、プラタナス、ホオノキ、ミズキ、ミズナラ、メタセコイヤ、モミ、ヤシヤブシ、ヤブツバキ、ヤマボウシ
中木	アキガミ、イヌツゲ、ズミ、タムシバ、ナツグミ、ネムノキ、ノリウツギ、ハクモクレン、ハナカイドウ、ヒイラギ、マサキ、マユミ、マルバマンサク、マルメロ、ムクゲ、ライラック、リョウブ
低木	アオキ、アクシバ、イボタノキ、ウツギ、エゾユズリハ、オオバクロモジ、ガクアジサイ、コテマリ、ジンチョウゲ、タニウツギ、ドウダンツツジ、ナワシログミ、ナンテン、ニシキギ、ヒイラギナンテン、ヒメアオキ、ボケ、ミヤマガマズミ、ムシカリ、ムラサキシキブ、ヤツデ、ヤマツツジ、ヤマブキ、ユキヤナギ、レンギョウ

（「青森市緑の基本計画」（平成28年3月）（資料編）より）

# 自然景観エリア内の主要道路 (青森地区)

凡例

- 自然景観エリア
- 主要道路
- 市街地
- 自然公園規制区域

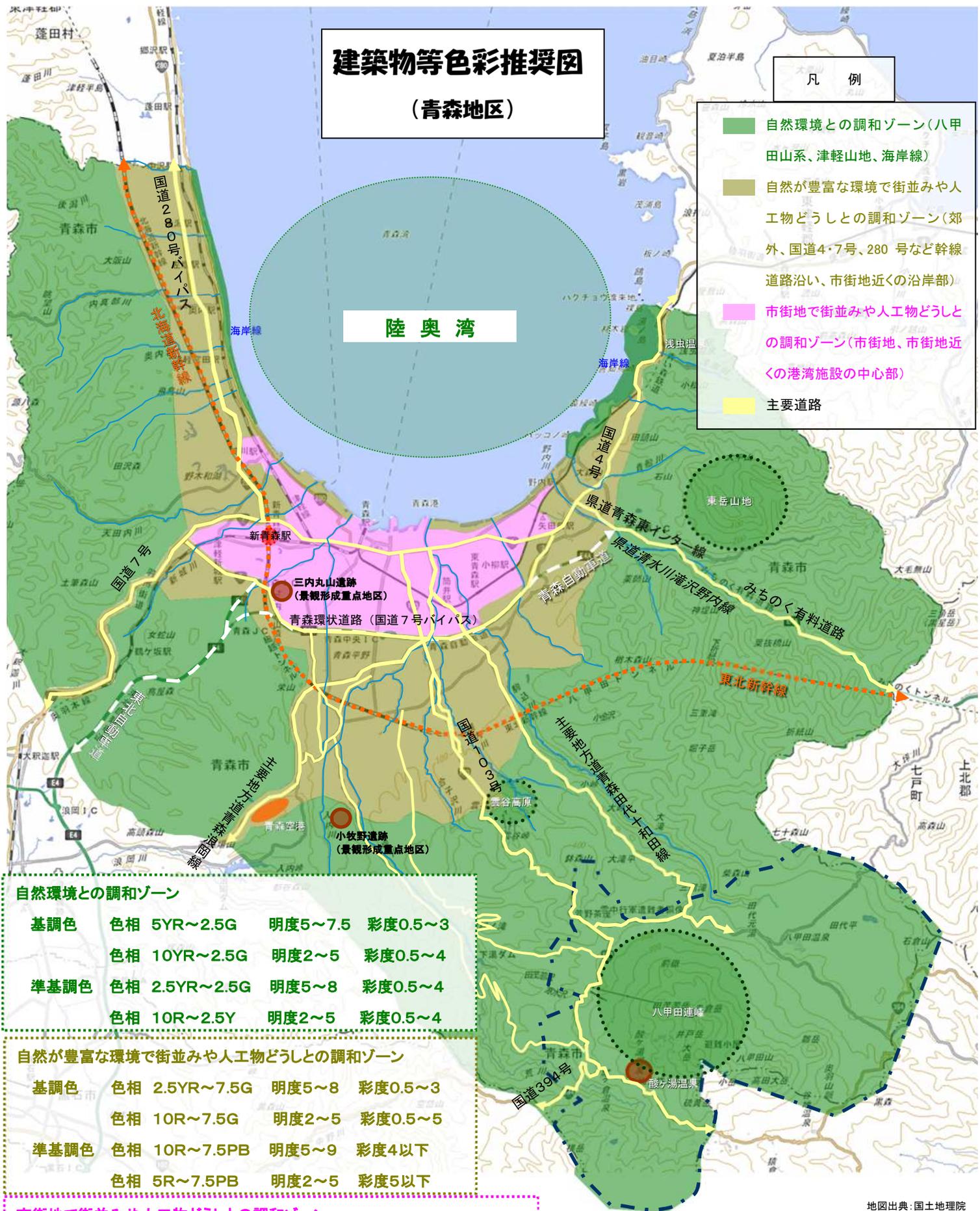


陸奥湾

## 自然景観エリア内の主要道路

国道4号、7号、7号バイパス、280号バイパス、103号、394号  
 主要地方道青森田代十和田線、主要地方道青森浪岡線、  
 県道青森東インター線、県道清水川滝沢野内線、みちのく有料道路  
 八甲田山に向かって延びる道路、田園内の道路

地図出典：国土地理院



# 建築物等色彩推奨図 (青森地区)

## 凡例

- 自然環境との調和ゾーン(八甲田山系、津軽山地、海岸線)
- 自然が豊富な環境で街並みや人工物どうしの調和ゾーン(郊外、国道4・7号、280号など幹線道路沿い、市街地近くの沿岸部)
- 市街地で街並みや人工物どうしの調和ゾーン(市街地、市街地近くの港湾施設の中心部)
- 主要道路

陸奥湾

### 自然環境との調和ゾーン

基調色	色相	5YR~2.5G	明度	5~7.5	彩度	0.5~3
	色相	10YR~2.5G	明度	2~5	彩度	0.5~4
準基調色	色相	2.5YR~2.5G	明度	5~8	彩度	0.5~4
	色相	10R~2.5Y	明度	2~5	彩度	0.5~4

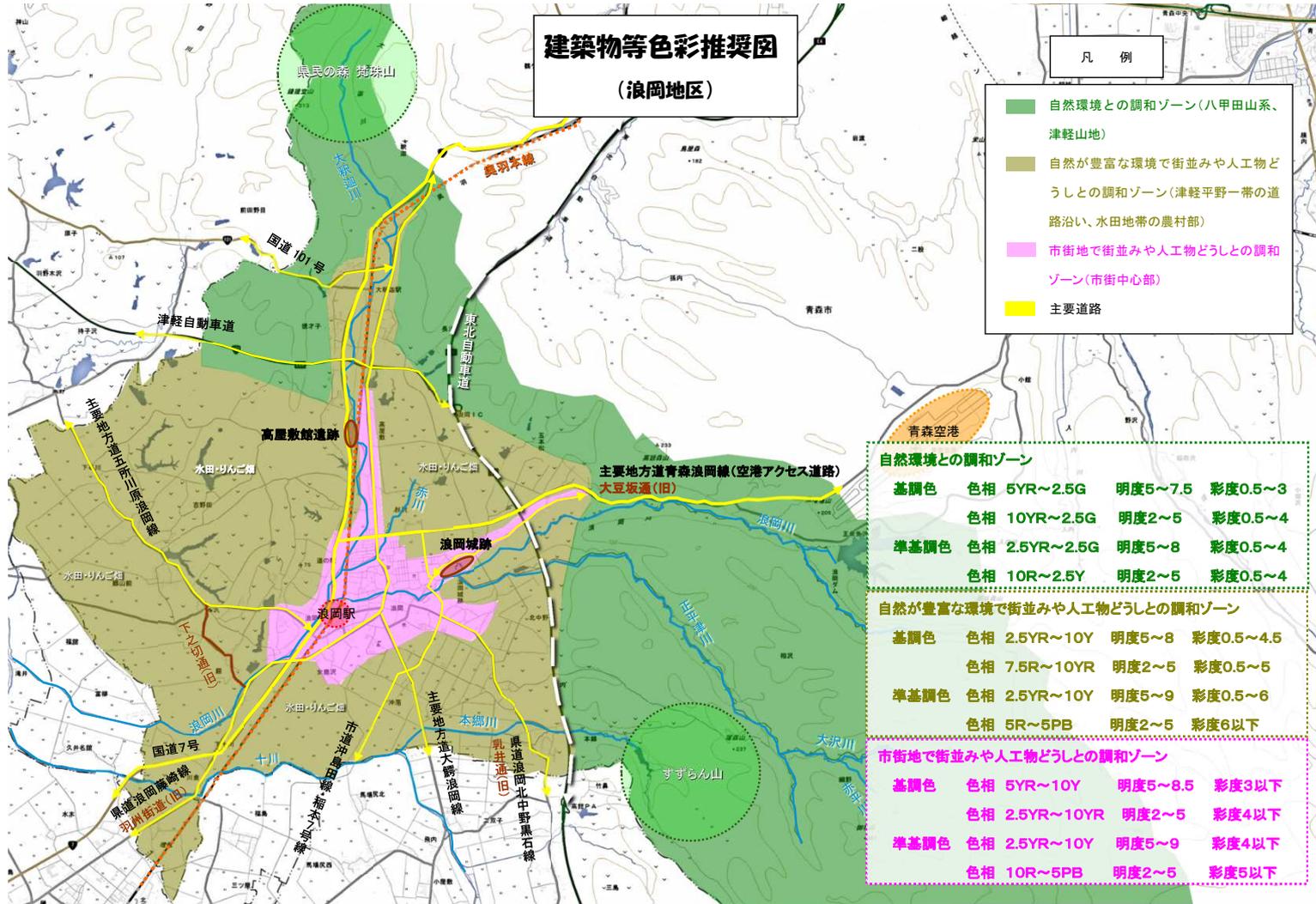
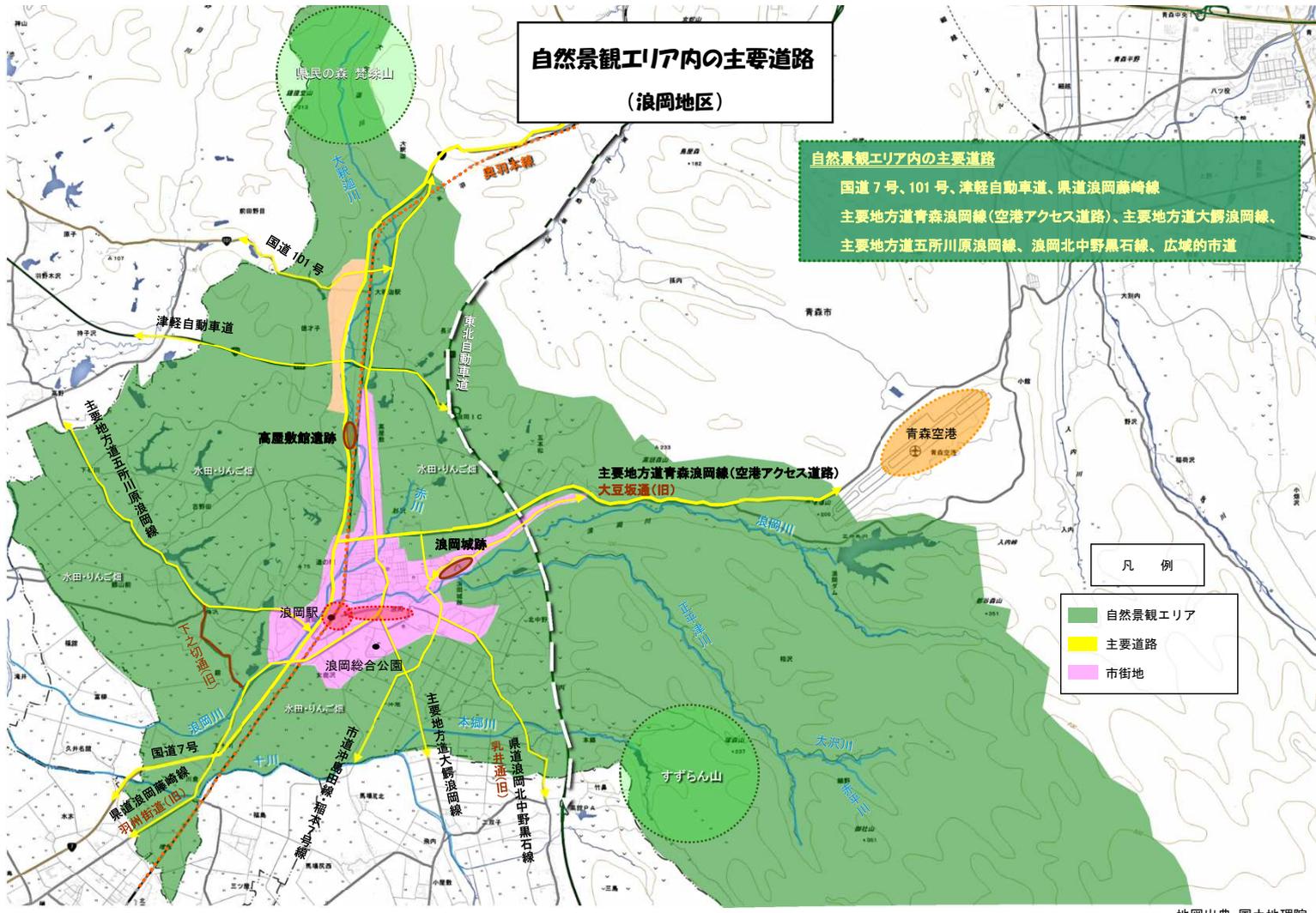
### 自然が豊富な環境で街並みや人工物どうしの調和ゾーン

基調色	色相	2.5YR~7.5G	明度	5~8	彩度	0.5~3
	色相	10R~7.5G	明度	2~5	彩度	0.5~5
準基調色	色相	10R~7.5PB	明度	5~9	彩度	4以下
	色相	5R~7.5PB	明度	2~5	彩度	5以下

### 市街地で街並みや人工物どうしの調和ゾーン

基調色	色相	7.5PB~7.5RPを除く色相	明度	5~8.5	彩度	3以下
	色相	10R~10YR	明度	3~5	彩度	5以下
準基調色	色相	7.5PB~7.5RPを除く色相	明度	2~9	彩度	5以下

地図出典: 国土地理院



## 6. 屋外広告物の表示及び屋外広告物を掲出する物件の設置に関する行為の制限に関する事項

### 【誘導・規制方針】

- ・ 自然景観エリアで厳しい規制
- ・ 違反広告物の簡易除却実施、罰則の実施
- ・ 主要道路沿線において、信号機や案内板に支障をきたさないような制限
- ・ 業者の登録制実施

### 【屋外広告物景観形成基準（景観計画区域）】

届出を要する行為に相当する屋外広告物の表示及び広告物を掲出する物件の設置、又は外観の変更	位置、規模及び形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 主要な視点場から眺望できる、地域のシンボルとなる山稜の稜線を切断したり、背景との調和を乱すことのないよう位置、規模及び形態に配慮すること。</li> <li>2 優れた自然景観や人工景観を有する地域では、これと調和又は保全が図られるよう、規模及び形態意匠に配慮すること。</li> <li>3 市街地にあつては、周辺建築物等との連続性を考慮して、街並みと調和した高さ、位置及び形態意匠とするよう配慮すること。</li> <li>4 道路沿線においては、道路空間上の信号機や標識・案内板の認知を妨げない位置、規模及び形態意匠に配慮すること。</li> <li>5 景観形成重点地区の資産範囲内の主要な視点場から見えない位置、規模、高さとするよう配慮すること。</li> <li>6 複数の広告物は、群（まとまり）として周辺の優れた景観と調和するよう大きさや向きを揃えるなど配慮すること。</li> </ol>
	色彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 周辺景観や自然景観と調和する色彩を用いるよう配慮すること。</li> <li>2 色彩については、色数や色彩相互の調和及びバランスに配慮すること。</li> <li>3 道路沿線においては、道路空間上の信号機や標識・案内板に支障を与えない安全性を考慮した色彩を用いるよう配慮すること。</li> </ol>
	素材	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置場所の地域特性に合う素材の使用や表面処理に配慮すること。</li> <li>2 耐久性に優れ維持管理が容易な素材を用いるよう配慮すること。</li> </ol>

### 【自然景観エリアの白地地域（用途地域が設定されていない地域）における基準】

屋外広告物の設置 （公共的目的のものなど必要に応じ条例で適用除外設定）	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 自然景観エリア内施設等の案内誘導目的以外での電柱への掲出、設置は認めない。</li> <li>2 地上からの高さ10m以下、表示面積は1方向5㎡以下（2方向の表示面の面積の合計10㎡以下）とする。</li> <li>3 主要道路や鉄道及びこれらから展望することができる地域を禁止地域として追加し、野立て看板を制限する。</li> <li>4 山岳、山間部では、色彩は、焦げ茶色に白文字を基本とする。</li> <li>5 山岳、山間部では、看板の材料には木材・石材等の自然の素材を極力使用する。</li> </ol>
--	---

## 7. 景観重要建造物の指定に関する事項

### 【指定の方針】

- ・ 外観上の特徴があり地域のシンボルとなっている
- ・ 道路などの公共的空間から容易に望見できる
- ・ 地域住民に親しまれている
- ・ 景観上将来にわたって保全・継承の必要性がある
- ・ 所有・管理者の意見を尊重
- ・ 高さ5メートルを超えるもの

## 8. 景観重要樹木の指定に関する事項

### 【指定の方針】

- ・ 外観上の特徴があり地域のシンボルとなっている
- ・ 道路などの公共的空間から容易に望見できる
- ・ 地域住民に親しまれている
- ・ 将来にわたって保全・継承の必要性がある
- ・ 所有・管理者の意見を尊重
- ・ 樹高5メートルを超えるもの
- ・ 周囲の環境等により、心象に残る奇抜な樹容をなすもの

## 9. 景観重要公共施設の整備に関する事項

地域の景観の核となる道路・公園・河川・港湾等の公共施設については、景観重要公共施設として位置付け、当該公共施設及びその周辺の特性や土地利用に応じた整備事項を定めるとともに、案内標識等の整備を促進しながら、良好な景観の形成を図ることとします。

## 10. 景観農業振興地域整備計画の策定に関する事項

景観農業振興地域整備計画を策定するにあたっては、景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するために、次の事項を定めることとします。

- ・ 対象とする区域
- ・ その区域内における土地の農業上の利用に関する事項
- ・ 農業生産の基盤の整備及び開発に関する事項
- ・ 農用地等の保全に関する事項
- ・ 農業の近代化のための施設の整備に関する事項等

## 11. 案内・誘導サイン等の整備に関する事項

### 【整備の方針】

- ・ 必要な場所へ分かりやすく設置
- ・ 視認性を確保した上で多言語表記を推進
- ・ 表記内容の連続性・統一性を確保

### 【配慮すべき事項】

位置、規模及び形態意匠	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 使用書体は、離れたところからの可読性や視認性を考慮し、原則として角ゴシック体とするよう配慮すること。</li> <li>2 文字の大きさは、視認距離に応じた大きさとなるよう配慮すること。</li> <li>3 日本語の表記は、原則として国文法、現代かなづかい、数字の表記は算用数字による表記を行うよう配慮すること。ただし、固有名詞においてはこの限りでない。</li> <li>4 外国語の表記は、日本語と英語の併記を基本とし、必要に応じて中国語（繁体字、簡体字）、韓国語も併記するよう配慮すること。また、ローマ字で表記する場合には、原則へボン式とする。</li> <li>5 ピクトグラムは標準案内用図記号及び JIS の使用を原則とし、積極的に使用するよう配慮すること。</li> <li>6 サインの存在が一見してわかる場所で、通行の支障とならない場所に設置するよう配慮すること。</li> <li>7 サインのデザインはシンプルなものとし、種類ごとに統一したデザインとなるよう配慮すること。</li> <li>8 複数のサインを集約し、統一したサインとなるよう配慮すること。</li> </ol>
色 彩	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 多様な色覚に配慮し、誰にとってもわかりやすい色の組み合わせ（青と黒、黄と白の色彩の組み合わせは用いない）となるよう配慮すること。</li> </ol>

#### ※サインの種類について

案内サイン	地図等を用いて、目的地へ向かうための情報や施設等の位置を案内するサイン
誘導サイン	施設等の名称・矢印などを用いて、目的の施設の方向やルートを案内するサイン
説明サイン	施設等の案内や告知するサイン
規制サイン	文字やピクトグラムなどを用いて、歩行者や利用者の行動を規制するサイン
位置サイン	名称やピクトグラムなどを用いて、目的の施設等の位置を告知するサイン
広報サイン	主に催しや生活情報の告知に用いるサイン

## 12. 景観形成推進体制

景観は、市民、事業者や行政の活動によって形成されるものであり、これをより魅力的なものにしていくためには、各々の努力と理解・協力が不可欠です。

このため、市民・事業者と行政がそれぞれの役割を担いながら、相互の連携により一体となって良好な景観形成を図っていく必要があります。

### 12-1 市民と事業者の役割

景観を守り、また新たに形づくっていく上で、市民や事業者は互いに主体となるものであることから、良好な景観の形成に向けた積極的な関わりが期待されています。

このため、快適な空間をもたらす良好な景観は、市民共有の財産であることを認識し、新たな建築や開発時のみならず日常生活や事業活動においても、景観に配慮することが求められています。

### 12-2 市の役割

市は、良好な景観の形成を図るため、魅力的な公共空間の創出を積極的に推進するなど先導的な役割を担うとともに、多様な住民参加を促し、市民や事業活動の誘導、啓発や協力を行うなど市民・事業者・行政が一体となった景観形成に向けた調整機能を担っていきます。

#### (1) 景観意識の高揚と市民合意の形成

市民や事業者の景観への理解と関心を深めるとともに、魅力的な景観形成に向けた主体的な活動を促進するため、児童・生徒の教育活動の段階から景観形成の重要性の積極的PRや意識の高揚等に努め、市民合意の形成を図ります。

- ア 景観計画や景観形成に対する取り組みについての啓発・情報共有
- イ パンフレットや広報などによる景観PRの推進
- ウ 良好な景観形成に資する建築物や工作物、地域活動に対する評価
- エ 学校教育や生涯学習との連携による景観教育の推進
- オ 地域住民による自主的な緑化活動や、良好な景観づくりに貢献しているまちなみ景観を表彰することによる市民・事業者参加の促進

## (2) 推進組織・体制の整備

多分野にまたがる景観行政の総合的な施策推進のため、調整・統括・誘導を行う庁内組織体制を整えるとともに、国・県等との連携による公共施設整備での先導的な役割を担っていきます。また、景観形成のための施策推進にあたっては、審議組織の活用や市民活動団体との協力・連携体制を築くなど総合的な推進体制を整備・充実を図ります。

- ア 公共事業による景観形成の先導的な推進 (※3)
- イ 国・県等関係機関との連携強化及び庁内意識の向上
- ウ 青森市景観審議会の積極的活用
- エ 設計・建設・開発業界との連携による良好な景観形成の誘導
- オ 市民又はNPO法人等の積極的な景観形成活動への協力・育成
- カ 景観整備機構制度活用の調整 (※4)
- キ 地域の問題解決のため、必要に応じた景観協議会の設置 (※5)
- ク 景観協定制度の積極的な啓発・普及 (※6)

### ※3 青森市景観条例(抜粋)

(公共事業)

第16条 「公共事業」とは、国の機関等が行う土木その他の建設事業をいう。

(公共事業景観形成基準)

第17条 市長は、市が実施する公共事業に係る良好な景観の形成のための基準(以下「公共事業景観形成基準」という。)を定めなければならない。

(公共事業景観形成基準の準拠等)

第18条 市は、公共事業景観形成基準を遵守するものとする。

3 市長は、国の機関等に対し、公共事業景観形成基準に準拠して公共事業を実施するよう要請するものとする。

### ※4 景観整備機構

民間団体や市民による自発的な保全・整備の一層の推進を図る観点から、一定の景観の保全・整備能力を有する公益法人又はNPOについて、景観行政団体がこれを指定し、良好な景観形成を担う主体として位置付ける制度(景観法第92条)。

### ※5 景観協議会

景観行政団体、景観計画に定められた景観重要公共施設の管理者及び景観整備機構が組織できるものであり、必要に応じて、関係行政機関や、公益事業を営む者、住民その他良好な景観の形成の促進のための活動を行う者を加えて、様々な立場の関係者が、景観計画区域における良好な景観の形成を図るために必要な協議を行うことが可能とされている(景観法第15条)。

### ※6 景観協定制度

景観計画区域内の一団の土地について、良好な景観の形成を図るため、土地所有者等の全員の合意により、当該土地の区域における良好な景観の形成に関する事項を締結する制度(景観法第81条)。

### 13. 目標とする指標

指標とその説明	現状値	参考値	目標値
<b>緑化活動団体数</b> 自主的に緑化活動を行っている団体数	77 団体 (2023 年度)	78 団体 (過去 5 年平均)	<b>77 団体</b>
<b>景観形成基準適合割合</b> 一定規模を超える(大規模)行為が景観形成基準に適合している割合	100% (2023 年度)	100% (過去 5 年平均)	<b>100%</b>